

令和 6 年 8 月 23 日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会 長 小 金 澤 健 司
〈公印省略〉

令和 6 年度『北海道内地方空港を核としたアジアリピーター向けエリア内周遊促進事業』
委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することと
いたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「北海道内地方空港を核としたアジアリピーター向けエリア内周遊促進事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知
らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和 6 年 9 月 6 日(金) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書 (※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和 6 年 9 月 6 日(金) 17 時
- (2) 企画書提出〆切 令和 6 年 9 月 20 日(金) 17 時
- (3) 企画審査会 令和 6 年 9 月 下旬予定
- (4) 契約書の締結 令和 6 年 10 月 月上旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
事業企画本部観光戦略部
担当 : 高橋
電話 : 011-231-0941 fax : 011-232-5064
E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp

令和6年度

「北海道内地方空港を核としたアジアリピーター向けエリア内周遊促進事業」

企画提案指示書

1. 委託業務名

「北海道内地方空港を核としたアジアリピーター向けエリア内周遊促進事業」委託業務

2. 事業目的

訪日外国人来道者の道内への観光入込は道央圏(札幌近郊)に集中しているが、地域にこれを分散し経済活性化をさせる為には道内地方部への分散と長期滞在が課題となっている。本事業では成熟市場である台湾・香港のリピーター客をターゲットに、訪問先の地方分散を図り、地方部での滞在時間や宿泊数の増加を図る為にコンテンツを充実させ、FIT・リピーターのニーズに対応するコンテンツの造成をおこなう。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年2月25日(火)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

10,135,000円

6. 業務内容及び実施方法

本事業ではオホーツク地域における滞在コンテンツ造成及び受入環境整備を行い、以下の事業対象地域で造成したコンテンツを旅行商品流通環境整備事業として販売を行う。事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。

なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

- ・オホーツク地域(女満別空港を起点とした北見市・網走市)、
- ・ひがし北海道DMO地域(以下「ひがし北海道DMO地域」とする)

《メインターゲット:台湾リピーター客、香港リピーター客》

《メインターゲット属性》

- 台湾…20~30代の女性、友人・知人との女子旅行、
- 香港…30~40代、家族での体験旅行(自然・食)

(1) 滞在コンテンツ造成事業

《オホーツク地域》

- ・食とアクティビティをフックにしたこの地域ならではの体験型観光コンテンツ素材の制作と造成を6件行う。
- ・造成コンテンツ検討、磨き上げワークショップ開催(2回以上実施)
- ・専門家の招請(コンテンツの造成・磨き上げを行う事)
冬季アクティビティコンテンツ造成の実績がある者を招聘すること(招聘に当たっては地域の意見を聞いて提案する事)。冬季のアクティビティコンテンツに深い知見を持ち、地域の課題やターゲットに訴求出来るポイントを熟知し、コンテンツの制作が出来ることが必須条件。

『造成予定コンテンツ』

【北見市】

- ・道の駅おんねゆ温泉周辺での冬遊びコンテンツの造成
 - ①氷のフォトスポット(例:木工のまち留辺薬町(温根湯温泉)の木材を使った、氷の椅子とテーブルの設置・氷彫刻の展示等)を活用したコンテンツ造成
 - ②地域が考える焚き火イベント等の実施
 - ③生産量日本一を誇る白花豆を使ったお汁粉、ホットワイン、焚き火で淹れるコーヒーの提供(販売)等、食に関するコンテンツの造成

【網走市】

- ・網走国定公園に指定されている結氷した網走湖畔や流水が浮かぶオホーツク海で、網走周辺の食を活用した農山漁村特別食の提供とアクティビティコンテンツの作成
 - ①結氷の網走湖アバント&サウナ体験&あばしりサ飯(地元産食材である長天、ホタテ、たまごなどの燻煙)と青いビール「流水ドラフト」付きコンテンツの造成
 - ②極寒の網走!開拓時代の冬生活体験(馬そり体験&郷土料理作り体験・ランチ(SAVORJAPAN 認定の鮭の料理や芋団子など))
 - ③流水カヤックでウニ漁見学&ウニ井作り体験上記コンテンツは、以下の地域ならではのポイントを考慮したものとする事。

『地域ならではのポイント(付加価値)』

【北見市】

- ・滞在時間を延長することで、人口比道内最多の焼肉店舗を誇る北見焼肉や、有数のバーテンドーが数多くいるカクテルバーといったナイトタイムエコノミーコンテンツ(令和5年度事業にてGoogle Map 多言語整備を実施)へ誘導する点。
- ・美白の湯と呼ばれる開湯120年を超える歴史ある温泉や、台湾や香港に訴求できる北きつね牧場や山の水族館と北海道らしい雪の体験を合わせたコンテンツを造成することで、インバウンド向けに新たな滞在の選択肢を用意する点。

【網走市】

- ・オホーツク地域は日本有数の漁獲高及び耕地面積を誇る地域であり、令和4年度には農林水産省 SAVORJAPAN 食と体験の海外向け文化情報発信地域として網走市が認定された。そのため、「漁業に関する学びとストーリーを感じられる地域の食事」の提供が可能である点。

- ・この地域ならではのオホーツク海を埋め尽くす「流氷」を目線レベルで体感できるアクティビティと食を提供する点。

(2) 受入環境整備事業

《オホーツク地域》

- ・造成したコンテンツ及び周辺コンテンツを Google Map で多言語掲載する事(10 件)。

(3) 旅行商品流通環境整備事業

《オホーツク地域、「ひがし北海道 DMO 地域」共通》

- ・両地域での FAM ツアーを実施し、コンテンツ造成事業で開発したコンテンツの販売及び組み合わせた旅行商品を造成・販売する(2 名程度)。
- ・開発したコンテンツやそれらを組み合わせた旅行商品について、各社の特徴や利用するユーザーの親和性、掲載条件(期間、価格)等の観点で商談し、OTA 掲載候補と FAM ツアー招聘旅行会社を決定する事。

(例)

1. OTA 掲載候補

- (1) KKDAY (台湾・香港)
- (2) TRIP.COM (台湾・香港)
- (3) TRIPADVISOR (台湾・香港)
- (4) KLOOK (香港)
- (5) VIATOR (香港)
- (6) GET YOUR GUIDE (香港)

2. 旅行会社の招請・商談候補

- (1) 雄獅旅行社 (Lion Travel) (台湾)
- (2) 太平洋旅行社 (Pacific Travel) (台湾)
- (3) 尊賞假期 (Premium Holidays) (香港)
- (4) 專業国際旅運 (Travel Expert) (香港)

上記を例とするが、それ以外に有力な候補がいる場合は、この限りではない。

(4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット 《オホーツク地域》

- ・専門家の招聘 2 回以上(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)
- ・磨き上げたコンテンツ造成数 6 件(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

アウトカム

- ・コンテンツ体験者数 120 名(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)
- ・コンテンツ売上額 600,000 円(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

② 受入環境整備事業

アウトプット 《オホーツク地域》

- ・Google Map 多言語整備 10 件(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

アウトカム

・Google Map 閲覧数 前年比 10%UP(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

③ 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット 《オホーツク地域、「ひがし北海道 DMO 地域」共通》

・FAM ツアー及び商談実施 各 1 回(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

・オホーツク地域コンテンツの OTA 掲載 6 件(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

・ひがし北海道 DMO 地域造成した商品 2 件(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

アウトカム

《オホーツク地域》

・コンテンツ体験者数 120 名(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

・コンテンツ売上額 600,000 円(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

《ひがし北海道 DMO 地域》

・コンテンツ販売数 50 セット(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

・延べ宿泊数 150 泊(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

・販売額 200,000 円(令和 7 年 2 月、事業報告書から把握)

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) コンソーシアムは構成員の中で 1 者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。

(3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号)第 2 第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関

係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和6年 9月 6日（金） 17時 参加表明 締切

令和6年 9月 20日（金） 17時 企画提案書 提出期限

令和6年 9月 下旬 企画提案の審査（審査会）

令和6年 10月 月上旬 委託事業者決定・地域事業説明会・契約

令和7年 2月 25日（火） 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和6年9月6日（金） 17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和6年9月20日（金） 17時

- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光機構
事業企画本部観光戦略部（担当：高橋）
- (4) 提出部数 6部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部）
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

1 1. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズ(縦方向・横書き)とし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること(後日符号を指示)。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

本企画提案指示書6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

当該事業の取り組み項目を記載してください

・コンテンツ造成	5件	〇〇〇,〇〇〇円
・検討会開催	2回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー	4名	〇,〇〇〇,〇〇〇円
・ワークショップ	2回	〇〇〇,〇〇〇円
・人件費	一式	〇,〇〇〇,〇〇〇円

合計 〇,〇〇〇,〇〇〇円

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

1 2. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（電話又はメール）を実施する。
- (2) 日時及び場所については、別途通知する。
- (3) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (4) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (5) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする場合がある。
- (6) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において、選定する。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光機構
事業企画本部観光戦略部
担当：高橋

電話 : 011-231-0941 FAX : 011-232-5064

E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp